

【第1章 地域福祉計画の見直しにあたって】

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では、核家族化やライフスタイルの変化、価値観の多様化等により、地域住民同士のつながりが希薄になっており、「地域活動への参加率低下」や「社会的孤立」が大きな課題となっています。また、人々の特性・特徴は多様化が進み、性別や年齢、職歴、人種、国籍、働き方、ライフスタイル等、様々な属性を持った人々が地域の中で生活しています。

さらに、生活困窮、子どもの貧困問題、ヤングケアラー等、経済的問題を背景とした課題、認知症高齢者の増加、8050問題(中高年のひきこもり)、育児と介護の両方を行うダブルケア等、権利擁護や介護支援といった様々な困りごとが、一つの世帯で複雑化・複合化した課題となっているケースも増加しています。

このような状況を背景として、国では、行政サービスによる支援はもとより、人と人とのつながりを再構築し、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていく「地域共生社会の実現」や「重層的支援体制の整備」に向け、取り組みを展開してまいります。

本市においても、地域差はあるものの、地域のつながりの希薄化が見られ、特に若い世代が大半を占めるアパート世帯の自治会加入率は5%程度と極めて低い状況となっています。地域のつながりを再構築し、支え合いのある地域社会となることで、行政の制度やサービスだけではなく、身近な地域で多くの人に関わり、困り感のある人を寄り添いながら支援していける環境づくりが必要です。

本計画は、地域社会を基盤とした地域福祉を計画的、総合的に推進するため、第4次豊見城市地域福祉計画を、豊見城市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に見直し、一人ひとりをみんなで支える地域社会の実現を目指すものであります。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとをつなぐの強化

専門人材の機能強化・最大活用

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

実現に向けた工程

- 平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
 - ◆共生型サービスの創設 など

- 平成30(2018)年：
- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
 - ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
③共通基礎課程の創設 等

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
 - ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外利用を避けるための経費按分に係る事務負担が大き。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

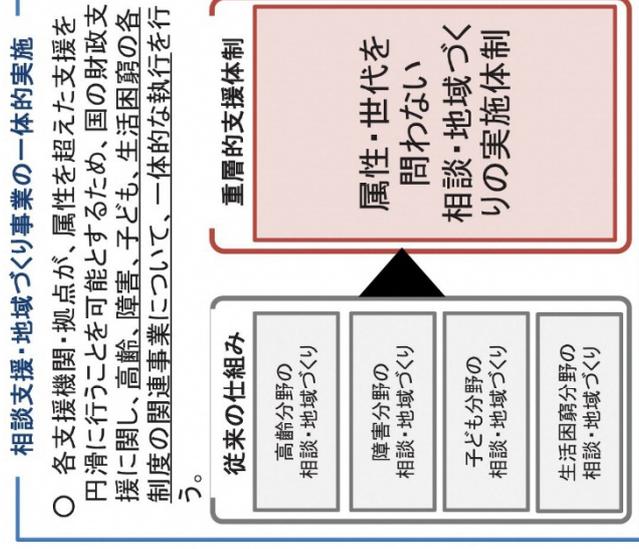
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるように、**交付金を交付する**。

令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像

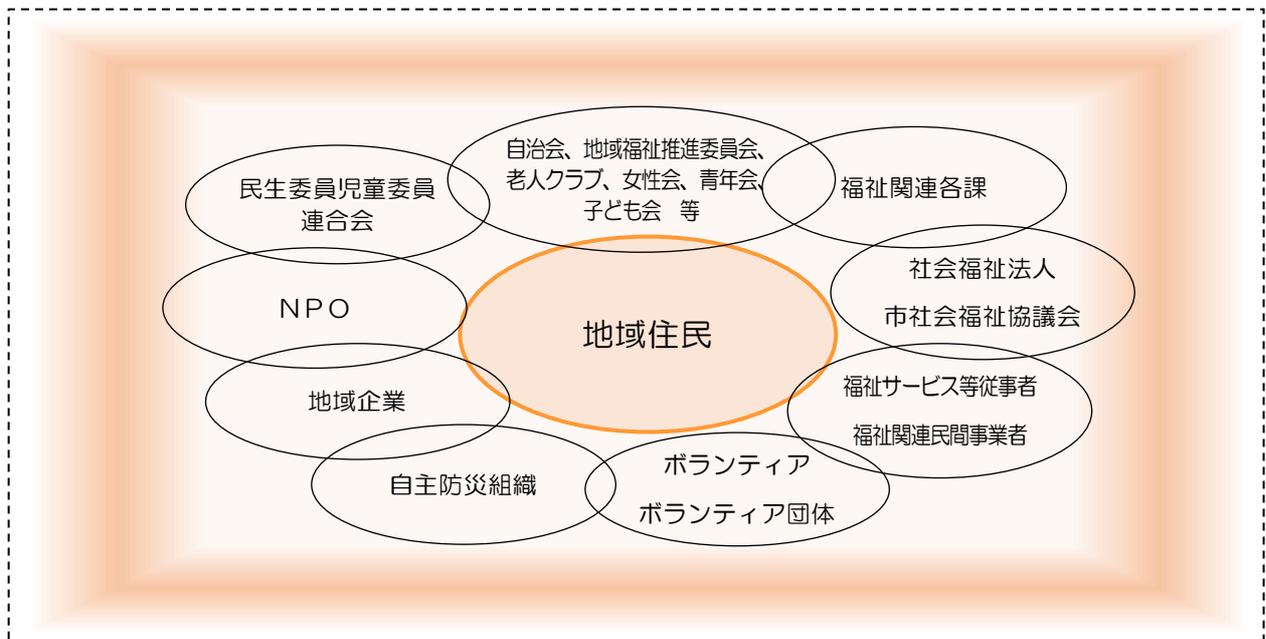


2. 計画の目的

本計画は、地域のつながり・支え合いを向上させるため、住民の地域参加を促進するとともに、「複雑化・複合化」した困りごとを抱える家庭への支援を、社会全体で行っていくことを目的としています。

3. 計画の性格

この計画は、地域福祉推進の基本的な考え方及び具体的な取り組みを定めるものです。なお、地域福祉の推進主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行うもの(以下「住民等」という。)」であることから、住民等と行政が協力し、地域における地域福祉活動を展開していくための道筋を示すものです。



4. 計画の包含について

地域共生社会の実現を目指す観点から、本計画には、「成年後見制度利用促進基本計画」、「自殺対策計画」、「再犯防止推進計画」を包含し、策定しています。

なお、沖縄県地域福祉支援計画においては、「地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付ける等、活用していくことが考えられる(県計画 P27 策定の留意点より)」と示されており、その参考として「成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画」、「再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画」等があげられています。

第4次豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画

豊見城市成年後見制度利用促進基本計画

- ・ 第1章 「6. 包含する計画について」 …… P11
- ・ 第2章 「8. 成年後見制度に関する現状」 …… P33 から P35
- ・ 第5章 「基本目標 3-2」 …… P111 から P113

豊見城市自殺対策計画

- ・ 第1章 「6. 包含する計画について」 …… P12
- ・ 第2章 「9. 自殺に関する現状」 …… P36 から P38
- ・ 第5章 「基本目標 3-2」 …… P115 から P116

豊見城市再犯防止推進計画

- ・ 第1章 「6. 包含する計画について」 …… P13
- ・ 第2章 「10. 再犯防止に関する現状」 …… P39 から P40
- ・ 第5章 「基本目標 3-2」 …… P117

5. 第4次豊見城市域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

(1) 国の法制度を踏まえた策定

本計画は、改正社会福祉法に基づくとともに、策定に係る各通知、地域福祉計画策定ガイドラインを踏まえて策定しています。

また、令和3年度の社会福祉法改正では、「重層的支援体制整備事業」が創設されており、“重層的支援”の考え方も踏まえた計画策定を行っています。

【地域共生社会の実現に向けた社会福祉法や関連する法制度改正】

- ①「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正する法律」(平成29年5月)
- ②「社会福祉法の改正」(平成30年4月)
 - ・「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が盛り込むべき事項として追加。
 - ・地域福祉計画が福祉分野の上位計画と位置付けられた。
 - ・市町村計画の策定が努力義務化された。
- ③「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和3年4月)
 - ※「重層的支援体制整備事業」を創設。
(1. 相談支援 2. 参加支援 3. 地域づくりに向けた支援)

【国からの過去の通知】

- ①「計画策定指針の在り方について」(平成14年4月1日付通知より)
→平成29年12月12日社援1212第2号により廃止
- ②「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
(要援護者の把握や見守り等に関する事項/平成19年8月10日付)
- ③「高齢者等の孤立の防止について」
(高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること/平成22年8月13日付)
- ④「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
(生活困窮者の把握や自立支援に関する事項/平成26年3月27日付)
- ⑤「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」
(社会福祉法の改正や包括的な支援体制の整備、地域福祉計画策定ガイドライン/平成29年12月15日付)

【地域福祉計画に盛り込むべき事項】

※他計画に記載されている場合はその記載を以て地域福祉計画の一部とみなすことができる。

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(以下は、共通して取り組むべき事項の例)

- ア) 様々な課題を抱える者の就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携
(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)
- イ) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ) 制度の狭間の課題への対応のあり方
- エ) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ) 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ) 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
- ク) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- サ) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方
- シ) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
- ソ) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ) 全庁的な体制整備

2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ア) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ) 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ) 利用者の権利擁護
- オ) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ・(例) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ・(例) 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進

4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の活動への支援
- イ) 住民等による問題関心の共有化の動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ) 地域福祉を推進する人材の養成

5. 包括的な支援体制の整備に関する事項

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

- ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ウ) 地域住民等に対する研修の実施

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ 多機関の協働による市町村に置ける包括的な相談支援体制の構築

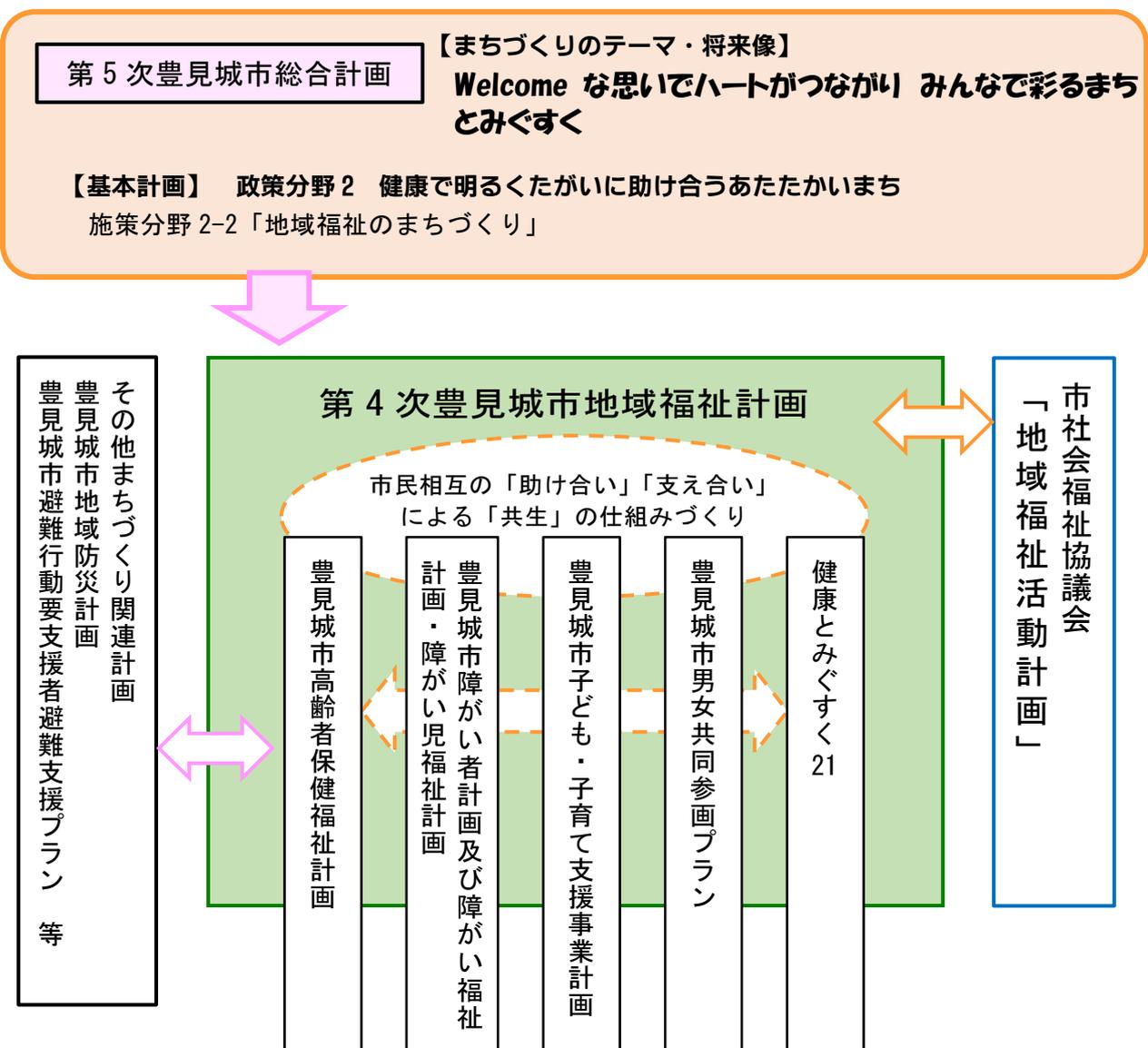
- ア) 支援関係機関によるチーム支援
- イ) 協働の中核を担う機能
- ウ) 支援に関する協議及び検討の場
- エ) 支援を必要とする者の早期把握
- オ) 地域住民等との連携

(2) 「沖縄県地域福祉支援計画」との整合性

県では「沖縄県地域福祉支援計画」を令和4年3月に策定しており、地域支えあいの推進や福祉セーフティネットの充実、包括的な支援体制の構築に対する支援等を掲げています。本計画は、この県計画との整合性も図り策定します。

(3) 市の計画との位置づけ

地域福祉計画は、市の上位計画である「第5次豊見城市総合計画」との整合性を保つとともに、計画に定められた福祉分野の基本的な方向性を示すものとして位置づけます。また、個別の行政福祉計画や健康づくり計画及びその他関連計画との整合性を保ち、地域住民や関係団体等の主体的な福祉活動の方向性を示す役割を担う計画とします。



(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的な策定

本市においては、平成 20 年 3 月に豊見城市の行政計画として「第 1 次豊見城市地域福祉計画」を策定しました。

一方、豊見城市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」における個別施策の基本指針等を踏まえ、翌年の平成 21 年 3 月に策定されましたが、地域福祉を推進するための道標となる「基本理念」、「基本方針」、「基本目標」等の整合性を十分に図る必要があります。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域の生活課題を住民自らの主体的な支え合いの活動や公的サービスと連携し解決していくための仕組みを創り、すべての住民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を図る計画であり、目指すべき方向性は同じものとして位置づけられるものです。

①地域福祉計画

地域福祉計画は、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据え、地域福祉の推進主体である市民の参画を図りながら、要援護者の生活上の解決すべき課題に対応する必要なサービスの内容や量等を確保した提供体制づくりの指針を示す行政計画です。

②地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会において、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた地域福祉を推進するための基本指針に基づき、民間相互の連携により地域福祉活動を推進するための具体的な活動内容及び支援施策を示す計画です。

第 3 次計画においても、市の地域福祉計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は一体的に策定されてきました。今回の第 4 次計画においても、地域福祉を推進する上での基本理念や基本目標を共有し、相互に整合性を保ちながら連携した支援施策を推進するため、両計画を一体的に策定しています。

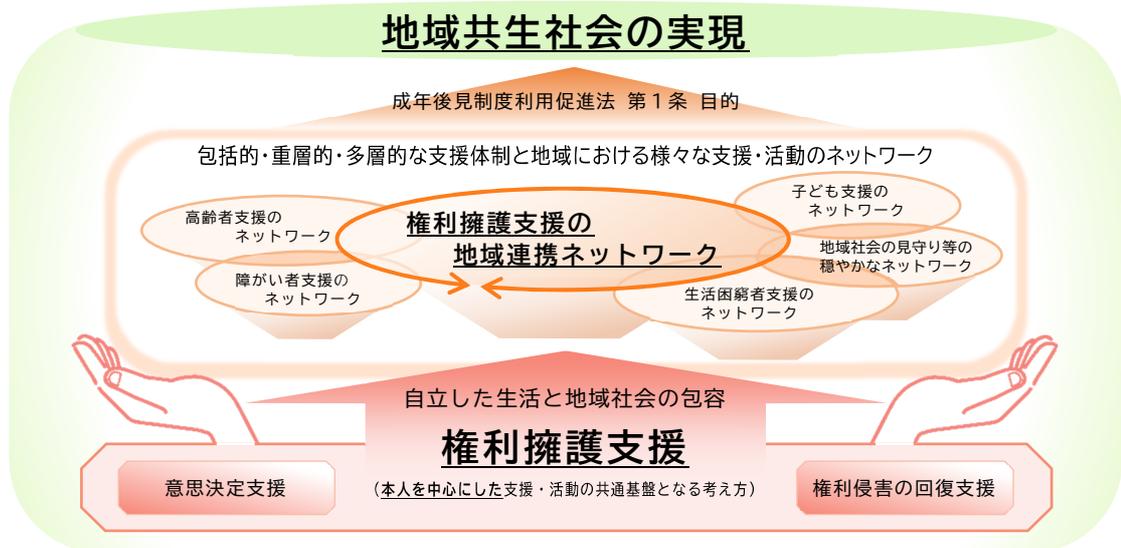
6. 包含する計画について

(1) 成年後見制度利用促進基本計画

策定の背景、法的根拠

成年後見制度は、介護保険制度施行と同年(平成12年)の民法改正により誕生しました。当該制度は、認知症や知的・精神障がいにより、財産管理や日常生活に支障のある人の法律行為を支える制度となっていますが、全国的に利用が滞っていたことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村における基本計画の策定が努力義務化されました。その後、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画(平成29～令和3年度の5年間)」、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4～8年度の5年間)」が閣議決定され、地域共生社会の実現に向け、同制度の利用を必要とする方々が尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる体制の整備を目指すようにとの方向性が改めて示されています。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条では、市町村は住民の成年後見制度の利用を促進するための基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本市においても、この度、「豊見城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。



成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 自殺対策計画

策定の背景と法的根拠

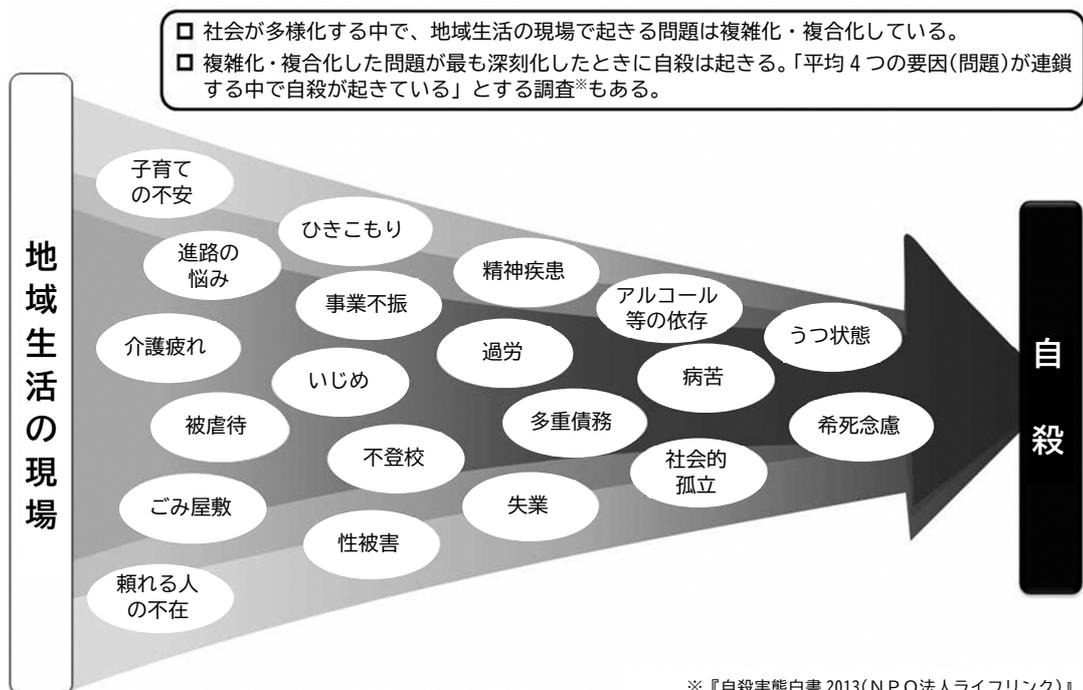
わが国の自殺者数は平成 10 年以降、3 万人を超え、平成 22 年以降減少しているものの、いまだに 2 万人を超えており、自殺死亡率は主要先進 7 か国で最も高い水準となっています。これを受けて、国は平成 28 年(2016)4 月に「自殺対策基本法」を改正し、全ての地方公共団体に自殺対策計画の策定を義務付け、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することとなりました。

また、平成 29 年(2017)7 月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、令和 8 年(2026)までの数値目標を掲げ、自殺に対する基本認識を整理しています。

こうした自殺の現状や自殺対策の動向を踏まえ、本市では、自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくため、「いのちを支える豊見城市自殺対策計画」(以下「本計画」とします。)を策定し、市民一人ひとりがかけがえのない命の大切さを考え、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、自殺対策に取り組んでいきます。

自殺対策基本法第 13 条第 2 項では、「市町村は自殺対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。」と謳われており、これに基づき、本計画を策定しました。

図：自殺の危機的要因イメージ (厚生労働省資料)



(3) 再犯防止推進計画

策定の背景と法的根拠

犯罪や非行をした者等の中には、貧困、就職、住居確保等が課題となり、社会復帰が困難な状況に陥ってしまうなど、適切な支援が受けられないことがあります。再犯の防止には、こうした現状に目を向け、地域団体や関係機関等が相互に連携を図りながら緊密な連携協力の下、課題の解決に取り組むことが求められています。

本市においては、地域団体や関係機関等と連携して、防犯活動・防犯意識を高めることで犯罪のない・犯罪の起きにくい社会形成を目指すほか、犯罪をした者等が、再び犯罪や非行に向かうことなく社会に復帰できるよう、保護司会や更生保護女性会など更生保護諸活動を行う地域団体を支援し、関係機関等と連携して、支援を必要とする人への適切なサポートを行い、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

このため、本市では、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、国や県、関係機関等と連携して事業を推進するため、市町村における再犯の防止等に関する計画である「豊見城市再犯防止推進計画」を策定しました。



※法務省資料より

7. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5ヵ年とします。なお、計画の中間年度にあたる令和9年度には、進捗状況の中間評価を行うほか、社会情勢や福祉環境を取り巻く変化等を勘案し、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

○計画の期間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第4次豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画						
			中間評価		見直し	次期計画

8. 計画の策定体制等

(1) 会議体

① 地域福祉計画審議会

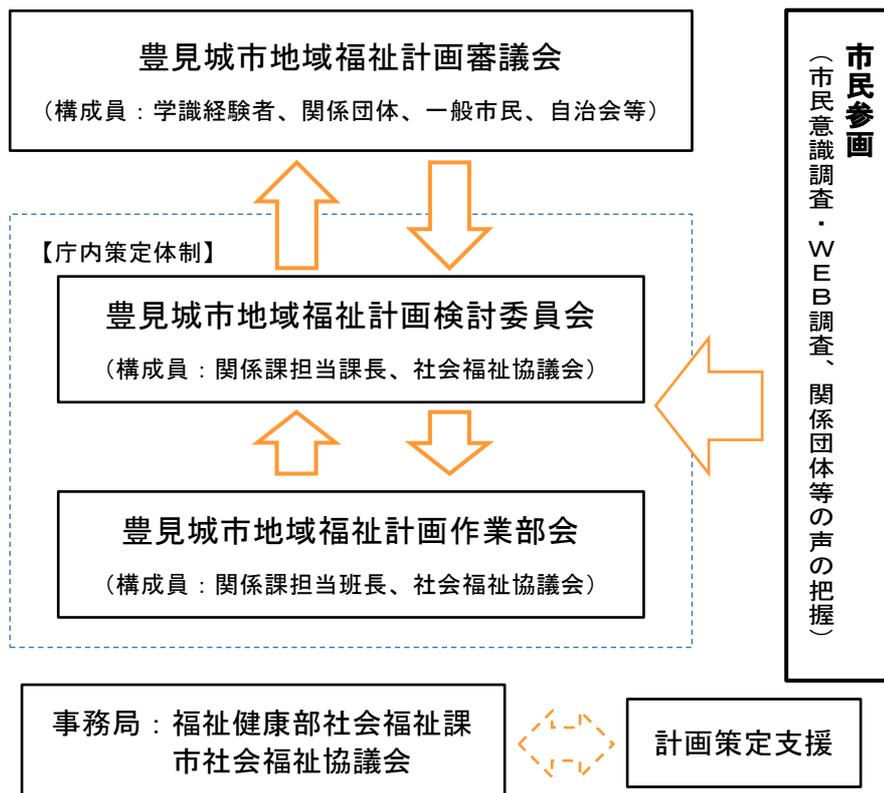
学識経験者、福祉関係団体、自治会関係者、老人クラブ、民生委員等の地域団体及び公募による市民で構成する審議会を設置し、地域福祉計画の作成について審議してきました。

② 地域福祉計画検討委員会

地域福祉に関連する各課の担当課長で構成する地域福祉計画検討委員会を設置し、策定に係る資料の協議を行いました。

③ 地域福祉計画作業部会

地域福祉に関連する各課の担当班長で構成する地域福祉計画作業部会を設置し、策定に係る資料の調整や協議を行いました。



(2) 市民の声の把握（アンケート調査形式）

①目的

第4次豊見城市地域福祉計画を策定するにあたり、市民や関係団体等の声を把握しました。

②声の把握の対象

ア) 自治会長

イ) 民生委員・児童委員

ウ) 老人クラブ

エ) ひとり親福祉会

オ) 中学生

カ) 市内相談機関(居宅介護支援事業所＝介護保険、相談支援事業所＝障がい福祉)

(3) 市民意識調査の実施

①目的

第4次豊見城市地域福祉計画を策定するにあたり、地域住民の地域参加の状況や地域福祉の意識、参加の意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

②調査対象とサンプル数抽出について

市内在住の20歳～79歳。住民基本台帳より3,000件をサンプリング。

③配布・回収方法と調査時期

郵送による配布と回収（WEB回答を併用） 令和6年3月11日～4月10日まで

④回収率

発送数：3,000件 回収数：1,084件 回収率：36.1%